

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………一
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………一
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)……………二
- 東京都立小児総合医療センターの病児・病後児保育室の利用料の収納委託……………(病院経営本部経営企画部総務課)……………二
- 保安林の皆伐面積の限度……………(産業労働局農林水産部森林課)……………二
- ……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程……………五
- 都市計画の案に関する公聴会の開催……………五
- ……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………五
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………六
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………六

告示

●東京都告示第千四百二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年十二月一日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目の一部、同所 令和三年十一月
 一番の一部、二番及び三番の一部並 十日
 びに羽田空港三丁目一番の一部、三
 番一から同番十四まで、同番十五の
 一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
 第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百二十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年十二月一日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

板橋区栄町三十五番二、同番七及び 令和三年十一月
 同番九から同番十八まで 十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
 第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百二十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和三年十一月十八日	東村山市野口町二丁目十六番八の一部、同番八地先並びに十七番二、同番三、同番六、同番八、同番十、同番十六、同番二十一から同番二十四まで、同番二十七、同番二十九及	延長 一一三・〇〇、一六六・五〇、二四二・九六、幅員 六・〇〇、一〇・〇〇、七・二八

び同番三十の各一部、同番四十四から同番五十まで並びに同番五十一、同番五十二及び同番五十四の各一部

●東京都告示第千四百二十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和三年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和三年十二月十五日 午後二時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社グッドリビング

(二) 代表者氏名 代表取締役 齊藤 崇幸

(三) 主たる事務所の所在地 足立区千住二丁目二十二番地

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九二二四〇号

(五) 免許年月日 令和二年十月一日

●東京都告示第千四百三十号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第三条第六項に規定する東京都立小児総合医療センターの病児保育事業を利用する者から徴収する当該事業に係る費

用の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十六條の四第一項の規定により告示する。

令和三年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社テンダーラビング ケアサービス 中央区銀座三丁目九番十九号 令和三年十二月一日から令和四年三月三十一日まで 月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後六時三十分まで 東京都立小児総合医療センター病児・病後児保育室

●東京都告示第千四百三十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する令和四年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和三年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源涵養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六四六・七七

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 二七二・〇八

計 浅川 八王子市の区域 七九・六八

計 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 九九八・五三

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 七・七五

浅川 八王子市及び町田市の区域 一五・八六

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈島八丈町の区域 八一・五四

計 秋川 あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域 一五〇・九〇

秋川 土砂崩壊防備保安林 〇・五八

計 秋川 干害防備保安林 〇・七八

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈島八丈町の区域 〇・四〇

計 小笠原 小笠原村の区域 八六・八八

計 秋川 落石防止保安林 八九・九二

計 西多摩郡日の出町の区域 〇・〇三

保健保安林

多摩川

青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

一六・三八

秋川

あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

一七・九三

浅川

八王子市及び町田市の区域

六・五八

小笠原

小笠原村の区域

一九六・〇〇

諸島

計

二三六・八九

●東京都告示第千四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

八王子城山

二 変更の区間

八王子市緑町七十六番三十一地先から同所九百七番一地先まで

三 変更の概要

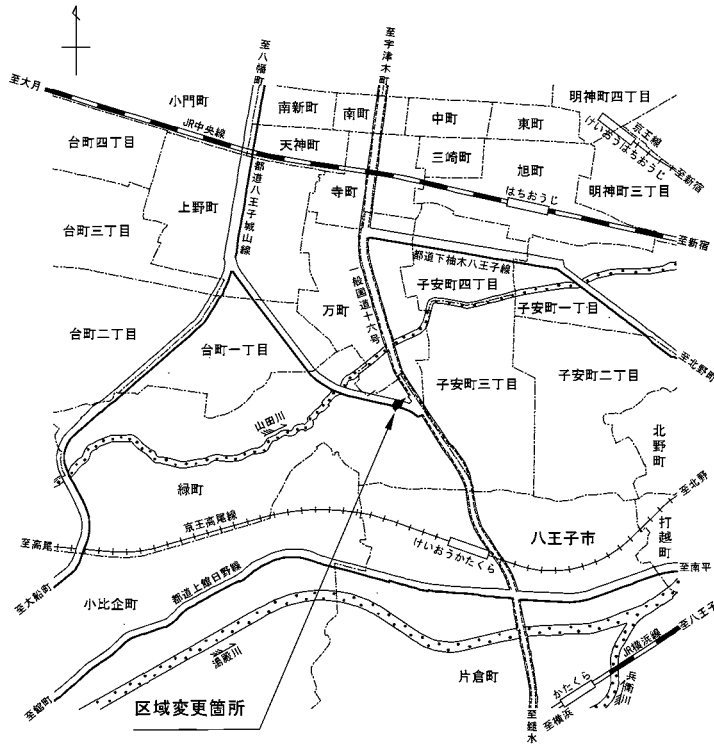
別図表示のとおり

別図

都道八王子城山線区域変更略図
八王子市緑町地内

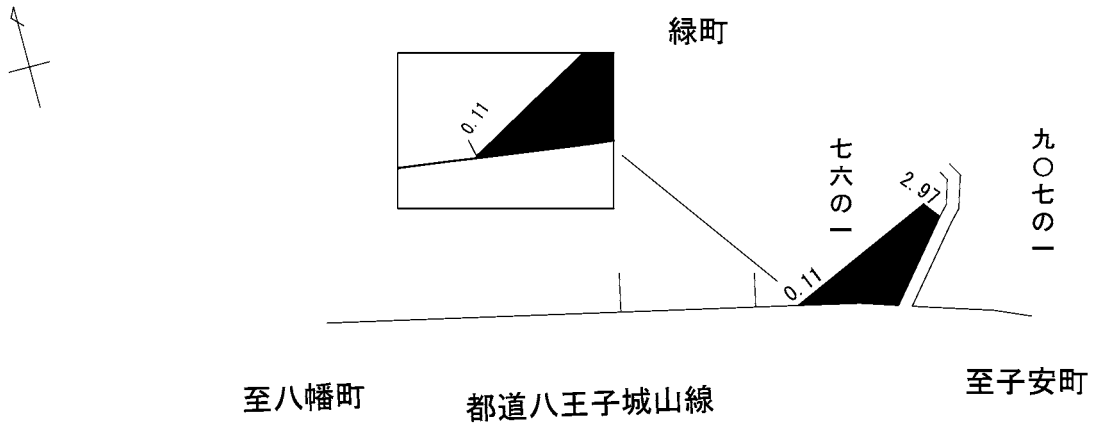
一般国道
 市道
 都道
 延長
 編入区域

面積 三九六・二八平方メートル
 延長 四四・二〇メートル



八王子市

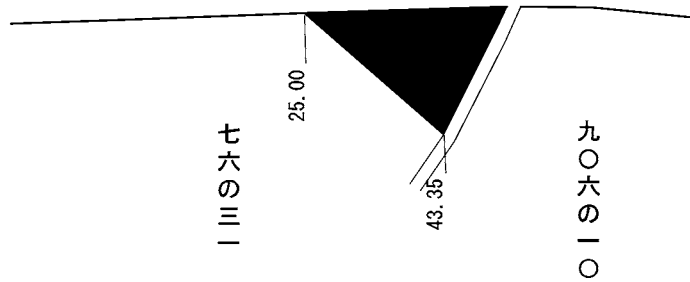
緑町



至八幡町

都道八王子城山線

至子安町



七六の三

25.00

43.35

九〇六の一〇

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十八号

東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月一日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員懲戒分限審査委員会規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員部研修・コンプライアンス推進担当課長

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項及び東京都都市計画公聴会規則(昭和四十四年東京都規則第百四十号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、規則第三条第一項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該都市計画の案に係る地域の住民その他の利害関係者で意見を有するものは、規則第四条第一項の規定により、公述を申し出ることができる。

令和三年十二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の案の内容及び対象区域

都市計画の案の内容 対 象 区 域

東京都市計画、八王子都市計画、立川都市計画、武蔵野都市計画、三鷹都市計画、府中市計画、調布都市計画、青梅都市計画、昭島都市計画、町田市計画、小金井都市計画、日野都市計画、小平都市計画、国分寺都市計画、東村山都市計画、国立都市計画、西東京都市計画、福生都市計画、多摩都市計画及び秋多都市計画住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画変更の東京都原案

特別区、八王子市、立川市、東大和市、武蔵村山市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、狛江市、青梅市、昭島市、町田市、小金井市、日野市、小平市、国分寺市、東村山市、清瀬市、東久留米市、国立市、西東京市、福生市、羽村市、瑞穂町、多摩市、稲城市、あきる野市及び日の出町

二 都市計画の案の縦覧場所及び公述申出書の配布場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び関係区市町都市計画主管課

三 都市計画の案の縦覧期間

公告の日から令和三年十二月十五日(水曜日)まで

四 公聴会の開催日時、場所、対象都市計画区域及び関係区市町

別表のとおり

五 公述人の数及び公述時間

(一) 公述人の数の上限は、各回とも十人程度とする。
(二) 一人当たりの公述時間は、十分以内とする。

六 公述申出の方法等

(一) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和三年十二月一日(水曜日)から同月十五日(水曜日)まで(郵送等による場合は必着のこと。窓口へ提出する場合は東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)に提出すること。

(二) 公述申出書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一 号 東京都庁第二本庁舎十二階北側)

七 公述人の選定

公述を申し出た者が多数あった場合には、規則第五条第一項の規定に基づき公述人を選定し、その結果は、同条第三項の規定に基づき申出者に通知する。

八 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、公聴会会場にて、先着順に入場できる。

九 公聴会に関する問合せ先

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一 号 東京都庁第二本庁舎十二階北側 電話番号〇三(五三八八)三三三六)

別表 公聴会開催日時、場所、対象都市計画区域及び関係区市町

日時	開催会場	都市計画区域(関係区市町)
1月20日(木) 午後2時から	東京都庁議会棟 都民ホール 新宿区西新宿二丁目8番1号	東京都市計画区域(特別区)
1月20日(木) 午後7時から	東京都庁議会棟 都民ホール 新宿区西新宿二丁目8番1号	都市計画の案の対象となる全ての都市計画区域
1月24日(月) 午後2時から	立川市女性総合センター 立川市曙町二丁目36番2号	八王子都市計画区域(八王子市)、立川都市計画区域(立川市、東大和市及び武蔵村山市)、武蔵野都市計画区域(武蔵野市)、三鷹都市計画区域(三鷹市)、府中都市計画区域(府中市)、調布都市計画区域(調布市及び狛江市)、青梅都市計画区域(青梅市)、昭島都市計画区域(昭島市)、町田都市計画区域(町田市)、小金井都市計画区域(小金井市)、日野都市計画区域(日野市)、小平都市計画区域(小平市)、国分寺都市計画区域(国分寺市)、東村山都市計画区域(東村山市、清瀬市及び東久留米市)、国立都市計画区域(国立市)、西東京都市計画区域(西東京市)、福生都市計画区域(福生市、羽村市及び瑞穂町)、多摩都市計画区域(多摩市及び稲城市)及び秋多都市計画区域(あきる野市及び日の出町)

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001



開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和三年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市館谷字みとうかい
あきる野市館谷二百二十二番九
と百二十三番六、同番六地先、番地九
百二十七番一の一部、同番一
地先及び百二十八番五
大多摩開発株式会社
代表取締役 南澤 敏雄
昭島市緑町五丁目三千九十一番一
世田谷区北沢二丁目三十七番三号下北沢振効舎ビル
ホームワーク株式会社
代表取締役 橋本 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和三年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市廻田町三丁目二十一番四、同番十、同番十一及び同番二十六
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕